

プレスリリース

令和7年12月4日
環境エネルギー部みどり自然課

報道関係者各位

県内における野鳥監視重点区域の解除について

11月5日（水）に三川町内で回収した死亡野鳥からA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認されたことに伴い、環境省が指定した野鳥監視重点区域（回収地点の周辺10km圏内）については、その後、当該区域内での野鳥の大量死等が確認されなかつたため、12月3日（水）24時に解除されました。このことを受け、県では次のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

○ 県の対応

本日より、警戒レベルをレベル4から3に引き下げ、県から市町村及び関係機関に引き続き警戒を呼びかけるとともに、野鳥の大量死等の異常に関する情報提供を要請するなどの対応を継続します。

【問い合わせ先】

環境エネルギー部みどり自然課

課長補佐（野生生物対策担当）佐藤

電話 023-630-3042

[広報監] 環境エネルギー部次長 高嶋